

太田市スポーツ表彰規程

(目的)

第1条 この規程は、太田市スポーツ表彰について必要な事項を定め、太田市のスポーツ振興と発展に貢献した個人・団体の功績を讃えることにより、競技力の向上とスポーツの振興及び郷土意識の高揚に資することを目的とする。

(表彰の区分)

第2条 表彰の区分は次の通りとする。

- | | | |
|--------------|-------------|------------|
| 1. スポーツ栄誉賞 | 2. スポーツ功労者賞 | 3. 市長賞 |
| 4. スポーツ協会会長賞 | 5. 優秀選手賞 | 6. スポーツ奨励賞 |
| 7. ジュニア奨励賞 | 8. 優秀指導者賞 | 9. 指導者奨励賞 |

(表彰の対象・推薦方法)

第3条 表彰の対象及び推薦方法に必要な事項については「別表1」の定める基準による。

(表彰の特例)

第4条 「別表1」に掲げる以外の者でも、基準と同等あるいはそれ以上の功労等があると認められる者については、選考委員会の推薦により表彰することができる。

(表彰を行う者)

第5条 表彰は、太田市長及び太田市スポーツ協会会長が行う。

(推薦の方法)

第6条 各関係団体は表彰に該当する者がいるときは、毎年12月末日までに、関係書類(別記様式)を添えてスポーツ協会事務局(運動公園内)へ提出するものとする。

(受賞者の決定)

第7条 受賞者は、各関係団体からの推薦に基づいて選考委員会(太田市スポーツ協会常任理事会)において決定する。

(表彰の期日)

第8条 表彰は、毎年2月第4土曜日に行う。
但し、特に必要ある場合は随時行うことができる。

(表彰の方法)

第9条 表彰は表彰状と記念品を授与して行う。

附則

この規定は、令和元年 5月23日から適用する。

この規定は、令和2年11月19日から適用する。

この規定は、令和5年11月17日から適用する。